

タクシー助成券について

町では、一定の要件を満たす方を対象にタクシー料金の一部を助成する「タクシー助成券」を交付しています。

★タクシー助成券の交付対象者

町内に住所があり、以下の条件のいずれかを満たす人が対象です。

- ▼ 70歳以上で、自動車の運転ができない人
- ▼ 在宅で生活し、身体障害者手帳を持っている人（一部対象外）
- ▼ 在宅で生活し、要介護認定を受けている人
- ▼ 65歳以上で自動車の運転が出来ず、かつ地域事情などによりタクシー以外の公共交通機関の利用が困難な人
- ▼ 高校生以下の人で、集落から最寄りのバス停まで2km以上あり、通学が困難な人

★タクシー助成券の利用について

事業者	運賃（メーター料金）	助成券利用	利用者負担	移動範囲（目安）※1
【町営タクシー】 日野町営タクシー 江府町営タクシー	～500円以下	×	～500円 （メーター料金額）	～約2.8kmまで
	550円～2,400円	○	500円	約2.8km～約17kmまで
	2,450円以上～	×	2,450円～ （メーター料金額）	約17km～
【民間タクシー】 日南交通 溝口タクシー 日本交通	～1,000円以下	○	メーター料金の半額	～約2.8kmまで
	1,000円～5,780円	○	500円	約2.8km～約17kmまで
	上記以降の額	○	メーター料金から 4,780円を引いた額 （※2）	約17km～

※1 記載する移動範囲はあくまで目安であり、信号待ちや渋滞などの影響により変動します。

※2 身体障害者・療育手帳保持者でタクシー割引適用の人は4,200円

★助成券が利用できるタクシー事業者

事業者	電話番号
日野町営タクシー	0859-72-0219
江府町営タクシー	0859-75-3388
日南交通	0859-82-0801
溝口タクシー	0859-62-1030
日本交通	0859-22-3131

★タクシー助成券の枚数

年間最大 96 枚

※年度当初の交付は48枚とし、希望する人には年度内において48枚を限度に追加交付します。

◆タクシー助成券の利用については、①日野郡内移動または②発着のいずれかが日野郡内である場合に限ります。

タクシー助成券の利用により
町内の自宅から日野病院への通院、
町内スーパーへの買い物が

上限
500円



※運行経路、経由地によって上限500円で利用できない場合もあります。